

行橋市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定に当たり、法及び同法施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び省令に定めるところによる。

(管理計画の認定の申請)

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をする者は、事前に法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）から法第5条の4各号（第4号については、法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合することを証する書面（以下「事前確認適合証」という。）の交付を受けなければならない。

2 認定申請をする者は、省令別記様式第1号による申請書の正本及び副本に、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）及び前項の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新申請（以下「認定更新申請」という。）について準用する。この場合において、前項中「別記様式第1号」とあるのは、「別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

(管理計画変更の認定の申請)

第4条 法第5条の7の規定による管理計画変更の認定の申請（以下「変更認定申請」

という。) をする者は、省令別記様式第1号の5による申請書の正本及び副本に、添付書類のうち、変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第5条 認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下「認定申請等」という。）

をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、認定申請等が法第5条の4に規定する認定基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第2号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 認定管理者等は、省令第1条の9各号に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）の正本及び副本に、軽微な変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第8条 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告の求めは、管理状況報告依頼書（様式第4号）により行うものとする。

2 認定管理者等が、前項の求めに応じる報告は、管理状況報告書（様式第5号）により行うものとする。

(改善命令)

第9条 法第5条の9の規定による改善命令は、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、管理の取りやめ申出書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消通知)

第11条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

(認定管理計画の公表)

第12条 認定申請等をする者が認定を受けた場合の公表に同意したときは、市長は、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、所在地、戸数、築年月日及び管理計画認定日を公表することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。